

ストップ!
農作業事故

回転軸、ベルト、チェーンなどの接触防止

人間工学専門家 ● 石川文武



農業機械はエンジンからの力を軸やチェーン、ベルトなどの伝達装置によって作用部を動かしています。軸は軸受けに支えられています。軸端が触れやすい場所があると、作業中に何げなく触れて負傷することがあります。また、チェーン、ベルト、プリーなど、かみ込み点付近の接触により負傷することがあります。作業者が触れてしまうようなこれらの場所については、必要最小限の作動部を除く可動部はカバー、ケース、囲いなどによって防護され、変形しやすかったり、熱を持ったり、指や手が届くようなものであってはいけないことになっていきます。

現在販売されている機械の大部分はこれらの防護装置が施されていますが、その対策技術に対するメーカーおよび使用者の安全意識が不十分

と考えられて、事故が起きている例があります。例えば、点検整備のために取り外すことができるカバーでは、機械から完全に取り外すことができる構造だと、点検後に再取り付けせず動かすことも可能です。本質的な防護としては、カバーの一端をちよつがいないなどで機械とつないでおくことです。また、しっかりと再装着しないとエンジン始動ができない工夫が加えられているとより有効な装備となります。

機械の使用者にとって、これらの安全装備は過剰に思える場合もありますが、農業の場合には、特別な資格を必要とする機械・作業を除いて全員が技能研修を受けているわけではなく、技量、安全意識の違いがあり、国際的な取り決めで安全距離(※)を保つ仕組みになっているので、厳しい基準とはいえません。

安全装備が施されていても、機械と作物や土との接点は防護し切れません。使用者間で安全意識を統一しましょう。

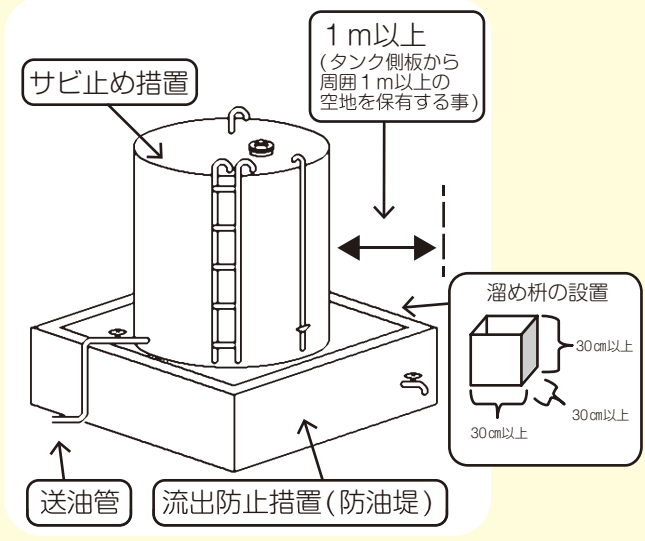
※安全距離…作業者の腕などが可動部に達しない距離で、作業位置から測定する。幼児でも接触しない網目、背の高い人でも届かないような高さなどが基本です。

農業用燃油タンクご利用の皆様へ

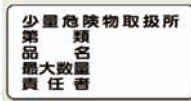
JAやつしろ 営農部・購買部

八代管内で7月に営農用灯油(1,500リットル)が河川に流出する事故が発生し、消防本部より生産者に対し厳しい改善指導が行われました。

また、当JAへも給油責任という立場から厳しい指導を受け改善を余儀なくされております。このことから以下の基準を満たすように改善をお願いします。なお、改善がされていない油タンク施設については、給油が出来なくなる場合もありますので、早期の改善をお願い致します。



- タンク基準 … 消防法で定められている指定数量 (灯油 1,000リットル、A重油 2,000リットル)
- 容 量
 - ① 指定数量の1/5(灯油200リットル、A重油400リットル)以上、指定数量未満の少危タンクについては、火災予防条例による少量危険物貯蔵取扱い届出が必要です。(少危タンクを複数保有する場合は、間隔を1 m以上離すことが必要です。)
 - ② 指定数量以上の危険物タンクについては、消防法による許可が必要となり、無許可での貯蔵の場合は、消防法違反となります。
 - 固 定
 - アンカーボルト又は、足の埋め込み等で基礎に固定し、台風等で倒れないようにする。
 - 防 油 堤
 - ① 危険物が浸透しない構造とする。
 - ② 容積は全容量の100%以上とする。
 - ③ 床に適当な斜面をつけ、溜め枘を設ける。
 - 配 管
 - 鋼製その他の金属管を原則とし、タンク結合部は元バルブ及びフレキシブル管を使用する。(強化プラスチック及び塩化ビニール管は認められません。)
- 標識・掲示板
- 規 格
 - 「少量危険物貯蔵取扱所」
30 cm×60 cmの寸法で、白地に黒文字
 - 「火気厳禁」
25 cm×50 cmの寸法で、赤地に白文字



タンク設置等のお問い合わせ先

- 北部農機センター 52-1215
- 中央農機センター 35-1271
- 南部農機センター 35-0909

※ その他に関する問合せは、各購買センターまでお願いします。